

「特別研究員 - PD 等の雇用制度導入機関」担当者様

独立行政法人日本学術振興会  
人材育成事業部研究者養成課

研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業により受入研究機関に雇用されている特別研究員 - PD、RPD、CPD の研究報告書（令和5（2023）年度分）の提出等について

日本学術振興会特別研究員（研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業）遵守事項および諸手続の手引（以下「諸手続の手引」という。）に記載のとおり、受入研究機関に雇用されている特別研究員 - PD、RPD、CPD（以下「雇用 PD 等」という。）及び雇用 PD 等の受入研究者は、研究報告書の提出義務を有し、受入研究機関（雇用機関）を通じて日本学術振興会（以下「本会」という。）に提出いただくこととなっております。

については、下記をご確認のうえ、貴機関における雇用 PD 等及び当該雇用 PD 等の受入研究者の研究報告書をお取りまとめのうえご提出ください。

なお、提出期限までにご提出がない場合は、当該特別研究員の資格を喪失させ採用を終了する場合があります。

また、貴機関における雇用 PD 等の登録情報や届出の提出状況についてもご確認くださるようお願いいたします。

## 記

### 1. 研究報告書について

#### （1）提出書類

①研究報告書の提出について＜様式 E4-1／E4-2 鑑＞

②研究報告書【特別研究員用】＜様式 E4-1＞

③研究報告書【受入研究者用】＜様式 E4-2＞

※「研究報告書【特別研究員用】＜様式 E4-1＞」、「研究報告書【受入研究者用】＜様式 E4-2＞」は、令和6（2024）年2月2日に様式が変更となりました。

#### （2）提出期限

受入研究機関から本会への提出期限は、対応する特別研究員採用期間の年度においては翌年度4月20日までとなっております。今年度の提出期限は、令和6（2024）年4月20日（土）です。

#### （3）様式のダウンロード・提出方法

雇用支援事業電子申請システム内の「雇用 PD 等諸手続システム」より様式のダウンロードと提出を行ってください。

なお、現在「様式等の提出先」はメンテナンス中となっておりますが、3月中旬頃までにファイル等の提出ができるよう更新予定です。

(URL) <https://area34.smp.ne.jp/area/p/qbmj9semep51jmfod3/jfUAcF/login.html>

・ログインに際しては、登録申請の際の ID を引き続き使用してください。

- ・「研究報告書の提出について<様式 E4-1/E4-2 鑑>」、別紙（任意様式）、研究報告書【特別研究員用】<様式 E4-1>、研究報告書【受入研究者用】<様式 E4-2>を一つのファイルに結合してください。複数名の研究報告書を提出する場合は、別紙（任意様式）として添付する一覧の順番となるようにファイルを結合してください。
- ・一つの PDF ファイルに結合して提出することが難しい場合は、雇用支援第二係 ([pdkoyou@jsps.go.jp](mailto:pdkoyou@jsps.go.jp)) までご連絡ください。
- ・提出ファイル名は、「機関番号\_機関名\_研究報告書\_令和5年度」としてください。

#### (4) 各提出書類の注意点

##### ① 研究報告書の提出について<様式 E4-1/E4-2 鑑>

- ・貴機関を受入研究機関としている雇用 PD 等が提出対象です。ただし、令和5（2023）年度の全ての期間において採用の中断をしている方を除きます。
- ・提出対象者の研究報告書を取りまとめて、本鑑を付けて提出してください。
- ・別紙（様式任意）にて、「特別研究員の登録名とフリガナ、年度受付番号、資格区分、受入研究者名とフリガナ」の6項目が記載された一覧を添付してください。その際、別紙（様式任意）と各報告書の並び順は揃えてください。

##### ② 研究報告書【特別研究員用】<様式 E4-1>（諸手続の手引 令和5（2023）年度版 p.25～26）

- ・雇用 PD 等本人が「研究報告書【特別研究員用】<様式 E4-1>」を使用して作成後、受入研究機関（雇用機関）に提出します。
- ・貴機関での提出期限、提出方法等を雇用 PD 等へお示しください。
- ・雇用 PD 等は、学振マイページでの作成、提出ではありません。なお、フェローシップ型の特別研究員は、学振マイページでの作成、提出となり、受入研究機関で取りまとめる必要はありません。

##### ③ 研究報告書【受入研究者用】<様式 E4-2>（諸手続の手引 令和5（2023）年度版 p.26）

- ・雇用 PD 等の受入研究者が「研究報告書【受入研究者用】<様式 E4-2>」を使用して作成後、受入研究機関（雇用機関）を通じて本会へ提出します。
- ・令和6（2024）年3月時点の受入研究者が、雇用 PD 等本人が作成する「研究報告書【特別研究員用】<様式 E4-1>」を確認のうえ、令和5（2023）年度における研究への取組等の評価を行っていただくものです。
- ・雇用 PD 等本人から受入研究者に作成・提出依頼をしていただくことになっておりますが、作成状況について適宜、ご確認ください。
- ・貴機関内での提出期限等を示す際には、本報告書についても、雇用 PD 等及び当該雇用 PD 等の受入研究者へ提出期限等をお示しください。

#### 【諸手続の手引について】

研究報告書の作成・提出にあたっては、諸手続の手引 令和5（2023）年度版をご確認ください。  
 なお、その他の諸手続については、諸手続の手引 令和6（2024）年度版をご確認ください。  
 （掲載ページ）

<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/tebiki.html>

## 2. 雇用 PD 等の登録情報や届出の提出状況確認について

### (1) 雇用 PD 等の登録名（フリガナ）、戸籍名（フリガナ）、ローマ字表記、E-mail について

登録情報に変更がある場合は、「氏名・住所等変更届<様式 E6-2>」をご提出ください。  
詳細について、諸手続の手引 令和6（2024）年度版 p.17 をご確認ください。

（2）所属部局、受入研究者等の変更について

雇用 PD 等の所属部局、当該雇用 PD 等の受入研究者の氏名、職名、所属部局等に変更がある場合は、「受入研究者等変更届<様式 E1-3>」をご提出ください。

詳細について、諸手続の手引 令和6（2024）年度版 p.20 をご確認ください。

（3）海外渡航について

雇用 PD 等の海外渡航は、受入研究機関（雇用機関）の規定に従っていただくことになっておりますが、海外渡航期間が28日以上に及ぶ場合は、渡航終了日（帰国日）から1ヶ月以内に受入研究機関を通じて「海外渡航届<様式 E2-1>」を提出する必要があります。今年度の雇用開始後における雇用 PD 等の海外渡航の状況をご確認のうえ、該当がある場合は「海外渡航届<様式 E2-1>」を本会へご提出ください。

また、令和6（2024）年度より、雇用 PD 等が28日以上に及ぶ海外渡航を予定している場合は、受入研究機関を通じて本会へ事前連絡をお願いいたします。

詳細について、諸手続の手引 令和6（2024）年度版 p.21 をご確認ください。

（4）年度末辞退や4月1日からの受入研究機関変更、採用中断について

辞退や受入研究機関変更、採用中断の事前連絡は、受入研究機関（雇用機関）を通じて本会に行っていただきます。特別研究員本人から本会への事前連絡は不要です。（雇用 PD 等は学振マイページを使用いたしません。）

様式提出期限は2月29日（木）でしたが、本会へ書類提出等がされていない、3月末での雇用 PD 等の辞退や機関変更等がある場合は、当該者の年度受付番号と氏名を記載のうえ、下記アドレスまでご連絡をお願いいたします。

以上

（本件お問合せ先）

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部研究者養成課 雇用支援第二係

Email: pdkoyou@jsps.go.jp